																		○	○
													を						
																		○	○
							○			○								○	○

に改める。

様式第7号注4の表中

第2条第1項第44号に掲げる無線設備		FW
第2条第1項第45号に掲げる無線設備		GW

を

第2条第1項第44号に掲げる無線設備		FW

に、

第2条第1項第66号に掲げる無線設備
第2条第1項第67号に掲げる無線設備

を

66号に掲げる無線設備	ES

に改める。

備	ES
備	LS

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に受けている一八GHz帯の周波数の電波を使用する公共業務用固定局の無線設備及び二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明及び法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

3　この省令の施行の際現にされている一八GHz帯の周波数の電波を使用する公共業務用固定局の無線設備及び二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

4　前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。